

四国財務局からお知らせ

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせください。

預金等保護の姿

預金等の分類		平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護（恒久措置） Q1参照
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 Q2参照
外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外 Q3参照

Q1 決済用預金はどのような預金ですか？

A1 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもので、例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

Q2 預金保護の対象となっている預金等にはどのようなものがありますか？

A2 対象となっている預金等は以下のとおりです。

・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・定期預金
・通知預金 ・納税準備預金 ・貯蓄預金 ・定期積金
・掛金
・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む。）
・金融債（ワイド等の保護預り専用商品に限る。）
・上記を用いた積立・財形貯蓄商品
（詳しくは、各商品取扱いの金融機関にお問い合わせください。）

決済用預金以外の保護対象預金等（一般預金等といいます。）は1金融機関1人当たり、合算して元本1,000万円までとその利息等（定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等を含みます。）が保護されます。

なお、1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）Q4参照

Q3 預金保護の対象となっていない預金等にはどのようなものがありますか？

A3 対象となっていない預金等は以下のとおりです。

・外貨預金 ・他人、架空名義預金
・譲渡性預金 ・オフショア預金
・日本銀行からの預金（国庫金を除く。）
・金融機関からの預金
（確定拠出年金の積立金の運用部分を除く。）
・預金保険機構からの預金
・無記名預金 ・導入預金
・元本補てん契約のない金銭信託（ヒット等）
・金融債（保護預り専用商品以外のもの）

なお、保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

Q4 預金保険制度の対象となる金融機関はどのようなになっていますか？

A4 対象となる金融機関は次の通りです。

・銀行（日本国内に本店のあるもの） ・信用金庫
・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫
・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会
上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。
* 農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。
（詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構
【☎03 3285 1272、ホームページ<http://www.sic.or.jp>】
までお問い合わせください。）

四国財務局

☎087-831-2131